

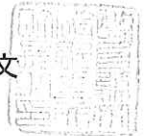


一般廃棄物収集運搬業許可証

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業を行う事を許可します。

令和6年4月1日

垂井町長 早野 博文



記

1 氏名又は名称及び代表者の氏名

株式会社 名晃 代表取締役 峠 テル子

2 住所又は所在地

安八郡安八町東結1092番地の1

3 事業の範囲

1) 取り扱う一般廃棄物の種類

可燃物・不燃物

4 積替又は保管を行う場所、面積、保管できる量

所在地	一般廃棄物の種類	面積	保管量
行わない			

5 許可の期間

令和6年4月1日

~

令和8年3月31日

6 許可条件

1) 作業区域(事業所名)

別紙のとおり

2) 関係法令又は諸規則を厳守すること。

3) 町長の指示に従うこと。

